

vol.44-2 (通算 491号)

2014年5月号

やどかり

2014年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

問われる日本の障害のある人の所得保障

障害者権利条約と照らし合わせて

2014年2月、日本においても障害者権利条約(以下、権利条約)が発効された。日本国憲法の第98条第2項に「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とあり、国内法の上に権利条約が位置づけられる。

権利条約の第28条では、障害のある人やその家族が「相当な生活水準で生活を営み、生活条件の不断の改善についての権利を有する」とともに、障害のある人が「障害に基づく差別なしに社会保障を享受する権利を有する」とある。そして、この権利の実現を保障し、促進するために、「障害に関連するニーズに関して、適当かつ費用の負担しやすいサービスを利用する権利」「貧困状態にある障害のある人及びその家族が障害に関連する費用についての国の援助を受けられる権利」などが明記されている。

しかし、実際に障害のある人やその家族は「相当な生活水準」を保っているのだろうか。障害のある人が生活していく上で障害年金は大切な収入源である。やどかりの里登録者319名(2013年3月末現在)のうち、119名が障害年金を受給していない実態があり、調査を進めている。調査協力者80名のうち、生活保護受給者を除くと51%の人たちは、自分の収入が3万円未満という実態がある。「相当な生活水準」なのだろうか。きょうされんの調査においても、福祉的就労で働く障害のある人の85%の所得が、相対的貧困線の年収112万円以下であるという実態も明らかになっている。

全国的にも障害年金を受給していない障害のある人は約12万人いると言われている。また、国民年金の保険料の納付率は6割を切っており、滞納者は約330万人を超え、そのうち約半数は障害年金のことを知らないという。この330万人の人は、病気や怪我によって重度の障害を負った場合、無年金障害者になる可能性がある。

それでは、障害年金を受給すれば、「相当な生活水準」が保てるのだろうか。

障害年金を受給している人は約195万人(2012年3月末現在)、そのうち、約90万人超が受給している障害基礎年金2級は月額約6.4万円。アパートを借りてひとり暮らしをするには障害年金だけでは足りず、やむなく生活保護を受けている人も多い。その生活保護も保護費の段階的な切り下げが行われ、最低生活基準、いのちの最終ラインが削られている状況である。障害年金額も昨年10月に切り下げがあり、更にこの4月からの消費税増税も生活を逼迫させている。

また、障害の状態は変わらないにもかかわらず、福祉的就労であっても働いていることで障害が軽くなったと認定され、障害年金の等級が下がり、年金を受給できなくなった人もいる。

所得保障という面だけ見ても、権利条約とは程遠い日本の現実がある。社会保障全体の切り下げが進む中、権利条約批准国として、国際社会に恥じない、障害のある人の権利保障の取り組みを、どう切り開いていくのか問われている。